

平成17年第4回  
美唄市議会定例会会議録  
平成17年12月21日（水曜日）  
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第51号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務）
- 2 議案第81号 美唄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件（総務）
- 3 議案第82号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件（総務）
- 4 議案第83号 南空知ふるさと市町村圏組合格約の一部変更の件（総務）
- 5 議案第84号 南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議の件（総務）
- 6 議案第85号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務）
- 7 議案第86号 空知教育研修センター組合格約の一部変更の件（総務）
- 8 議案第87号 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件（民生）
- 9 議案第88号 美唄市都市計画審議会条例の一部改正の件（経済建設）
- 10 議案第89号 美唄市営住宅管理条例の一部改正の件（経済建設）
- 11 議案第90号 美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行

条例の一部改正の件（経済建設）

- 12 議案第91号 美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件（経済建設）
- 13 議案第92号 桂沢水道企業団規約の一部変更の件（経済建設）
- 14 議案第93号 契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事（1工区））（契約締結に関する審査特別）
- 15 議案第94号 契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事（2工区））（契約締結に関する審査特別）
- 16 議案第95号 指定管理者の指定の件（アルテ ピアッツァ 美唄）（指定管理者制度審査特別）
- 17 議案第96号 指定管理者の指定の件（美唄市営温水プール）（指定管理者制度審査特別）
- 18 議案第97号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）（指定管理者制度審査特別）
- 19 議案第98号 指定管理者の指定の件（美唄市ごみ処理センター）（指定管理者制度審査特別）
- 20 議案第99号 指定管理者の指定の件（美唄市し尿処理場）（指定管理者制度審査特別）
- 21 議案第100号 指定管理者の指定の件（美唄斎苑）（指定管理者制度審査特別）
- 22 議案第101号 指定管理者の指定の件（美唄市立進徳生活館）（指定管理

- 者制度審査特別)
- 23 議案第102号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立南美唄生活館) (指定管理者制度審査特別)
- 24 議案第103号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立共練生活館) (指定管理者制度審査特別)
- 25 議案第104号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立東明生活館) (指定管理者制度審査特別)
- 26 議案第105号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立落合生活館) (指定管理者制度審査特別)
- 27 議案第106号 指定管理者の指定の件  
(美唄市峰延福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 28 議案第107号 指定管理者の指定の件  
(美唄市茶志内福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 29 議案第108号 指定管理者の指定の件  
(美唄市光珠内福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 30 議案第109号 指定管理者の指定の件  
(美唄市東福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 31 議案第110号 指定管理者の指定の件  
(美唄市南福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 32 議案第111号 指定管理者の指定の件  
(美唄市日東福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 33 議案第112号 指定管理者の指定の件  
(美唄市西美唄福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 34 議案第113号 指定管理者の指定の件  
(美唄市中村福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 35 議案第114号 指定管理者の指定の件  
(美唄市茶志内中央福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 36 議案第115号 指定管理者の指定の件  
(美唄市東明西福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 37 議案第116号 指定管理者の指定の件  
(美唄市東4条福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 38 議案第117号 指定管理者の指定の件  
(美唄市北福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 39 議案第118号 指定管理者の指定の件  
(美唄市開発福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 40 議案第119号 指定管理者の指定の件  
(美唄市癸巳福祉会館) (指定管理者制度審査特別)
- 41 議案第120号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立茶志内双葉保育園) (指定管理者制度審査特別)
- 42 議案第121号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立峰延保育所) (指定管理者制度審査特別)
- 43 議案第122号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立西美唄保育園) (指定管理者制度審査特別)
- 44 議案第123号 指定管理者の指定の件  
(美唄市立進徳保育園) (指定管理者制度審査特別)
- 45 議案第124号 指定管理者の指定の件

- (美唄市立中村みのり保育所) (指定管理者制度審査特別)
- 46 議案第125号 指定管理者の指定の件  
(美唄市東地区生活支援センター)  
(指定管理者制度審査特別)
- 47 議案第126号 指定管理者の指定の件  
(北美唄営農改善センター) (指定  
管理者制度審査特別)
- 48 議案第127号 指定管理者の指定の件  
(豊葦営農改善センター) (指定管  
理者制度審査特別)
- 49 議案第128号 指定管理者の指定の件  
(美唄市米穀乾燥調製処理施設)  
(指定管理者制度審査特別)
- 50 議案第129号 指定管理者の指定の件  
(美唄市小麦集出荷調製施設) (指  
定管理者制度審査特別)
- 51 議案第130号 指定管理者の指定の件  
(美唄市上美唄北開拓婦人ホーム)  
(指定管理者制度審査特別)
- 52 議案第131号 指定管理者の指定の件  
(ピパオイの里プラザ) (指定管理  
者制度審査特別)
- 53 議案第132号 指定管理者の指定の件  
(美唄市交流拠点施設) (指定管理  
者制度審査特別)
- 54 議案第133号 指定管理者の指定の件  
(和田公園) (指定管理者制度審査  
特別)
- 55 議案第134号 平成17年度美唄市一  
般会計補正予算(第5号) (予算審  
査特別)
- 第3 議案第135号 美唄市教育委員会委員  
任命の件

- 第4 議案第136号 美唄市固定資産評価審  
査委員会委員選任の件
- 第5 意見書案第26号 議会制度改革の早期実  
現に関する意見書
- 第6 意見書案第27号 季節労働者の雇用を確  
保し、「冬季雇用援護制度」の存続  
・改善を求める意見書
- 第7 意見書案第28号 北海道財政の再建につ  
いての意見書
- 第8 意見書案第29号 患者・国民負担増計画  
の中止と「保険で安心してかかれる  
医療」を求める意見書
- 第9 意見書案第30号 「事業仕分け」による  
行財政の効率化を求める意見書

---

◎出席議員(21名)

議長	長岡正勝君
副議長	吉田栄君
1番	吉岡文子君
2番	広島雄偉君
3番	五十嵐聡君
4番	白木優志君
5番	小関勝教君
7番	土井敏興君
8番	谷内八重子君
9番	長谷川吉春君
10番	米田良克君
11番	古関充康君
12番	矢部正義君
13番	谷村孝一君
14番	川本政芳君
15番	内馬場克康君
16番	本郷幸治君
18番	紫藤政則君

19番 荘 司 光 雄 君  
20番 林 国 夫 君  
21番 中 西 勇 夫 君

---

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君  
助 役 佐 藤 昭 雄 君  
総 務 部 長 板 東 知 文 君  
市 民 部 長 三 谷 純 一 君  
保健福祉部長兼福祉事務所長

安 田 昌 彰 君  
経 済 部 長 酒 巻 進 君  
建 設 部 長 藤 井 雄 一 君  
水 道 部 長 加 藤 誠 君  
市立美唄病院事務局長

吉 田 讓 君  
消 防 長 佐 藤 賢 治 君  
総務部総務課長 市 川 厚 記 君  
総務部総務課総務係長 阿 部 良 雄 君

---

教育委員会委員長 阿 部 稔 君  
教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君  
教育委員会教育部長 天 野 修 二 君

---

選挙管理委員会委員長

熊 野 宗 男 君

選挙管理委員会事務局長

大 道 良 裕 君

---

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君  
農業委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

---

監 査 委 員 川 村 英 昭 君  
監 査 事 務 局 長 遠 藤 等 君

---

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君  
次 長 和 田 友 子 君

---

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

---

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 古関充康議員

12番 矢部正義議員

を指名いたします。

---

●議長長岡正勝君 次に、日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第51号美唄市火災予防条例の一部改正の件ないし順序55、議案第134号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第5号）の以上55件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第51号ないし議案第86号の以上7件について、谷村総務委員長。

●総務委員会委員長谷村孝一議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第51号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第81号美唄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件、議案第82号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第83号南空知ふるさと市町村圏組合規約の一部変更の件、議案第84号南空知ふるさと市町村圏組合の財産処分に関する協議の件、議案

第85号美唄市火災予防条例の一部改正の件及び議案第86号空知教育研修センター組合規約の一部変更の件の以上7件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日、委員会を招集して審査をいたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、継続審査となっております議案第51号について申し上げます。

第29条の6基準の特例の関係で、設備も何も設置しなくても火災の発生または延焼のおそれが著しく少ない住宅とはどのような住宅かとの質疑に対し、建物及び家具類等のすべてが火災が絶対に起こらないような不燃製品でできた住宅等、今後予想もしないものが出現した場合のための特例である。美唄市には、そのような住宅はないので、構造による特例を適用する住宅はない。すでに自動火災報知設備が設置されていることにより免除されるほかは、すべての住宅防災警報器の設置対象となるとの答弁。

次に、住宅用防災警報器等の悪質な販売業者への対応についてはとの質疑に対し、市の広報紙メロディーやホームページに掲載するほか、消防職員、団員の査察時、自主防災訓練、避難訓練等、あらゆる機会をとらえて防災警報器等について説明をしていくとともに、販売業者についての不明な点や不審なことがあれば、気軽に消防に相談できるよう市民への周知に努める。また、消費者協会にも防災警報器等についての説明と販売業者等の苦情についての対応をお願いしているとの答弁。

次に、公営住宅の警報器の設置に関しての対応についてはとの質疑に対し、建築住宅課には公営住宅における防災警報器の設置について説明をしている。建築住宅課の方にも空知支庁を通じて国土交通省から新設、既設の公営住宅における防災警報器の設置について通知が届いている。国、道の動向を見きわめ、検討したい旨の返答をもらっている。既設の市職員住宅については、それぞれの担当課で検討してもらっている。住宅防災警報器の設置については、罰則はないが、消防職員、団員一同、住民の理解を得て改正の趣旨である火災の早期発見と焼死者の低減を図るため努力するとの答弁であります。

なお、この場合、議案第51号に関連し、理事者にご要望を申し上げます。公営住宅をはじめ、民間アパートを含めた施設への警報器の設置者や悪質業者等、市民が混乱しないように早急に明確な方針を示されるよう要望いたします。

次に、議案第81号について申し上げます。

法改正の内容、背景、目的、何がどう変わるのかとの質疑に対し、平成13年の地方公務員制度改革の大綱において地方公務員制度の透明性を高める視点から法律の改正がなされた。その中で公務員の人事行政について公表を義務づけたもの、これまで総務省の通知により広報紙等で給与等の状況については公表しているが、これが義務づけられたことにより、さらに職員の任用状況とか職員の数、また勤務時間等、懲戒分限の状況、研修の状況、勤務成績の評定の状況、福利厚生状況、健康診断等の状況について公表することが義務づけられた。国の方では、比較しやすいよ

うに国の状況がどうなっているのか、他の団体との状況がどうなっているのか、グラフを用いてわかりやすい形で公表するようというところで通知を受けているとの答弁であります。

任命権者が首長に対する報告様式、長が市民に公表する様式は具体的にどう定めるのか。従来しなかったことをするのだから、職員団体との情報交換等の意思の疎通を図っていくのかとの質疑に対し、様式等については標準例として総務省から通知を受けている。これに基づいて公表する形になる。一定の様式が定められているので、これらを参考にしながら、わかりやすいものにしたい。報告の内容については、勤務条件等にかかわるものもあるので、職員団体と協議をしたいと考えているとの答弁。

次に、議案第82号について申し上げます。

条例で定められている市長の給与の金額、現行の月額がどうなるのかとの質疑に対し、本則の給料月額が90万5,000円、2年間の給料減額20%減額した額で72万4,000円、そこからさらに10%上積みし、63万3,500円となるとの答弁。

次に、2年間の給料減額の始期と終期はとの質疑に対し、美唄市独自の減額をしているもので、平成16年4月1日から平成18年3月31日までとの答弁。

報酬審議会への諮問は行っているのかとの質疑に対し、このたびの減額措置については報酬審議会へは諮っていない。市長自身の意思に基づき減額するものであるとの答弁であります。

次に、議案第83号について申し上げます。

市町村から村がなくなったら団体となったが、団体という表現に違和感を感じるが、その辺の考え方についてとの質疑に対し、団体の呼称については、市町、団体、両方の論議がありました。組合の理事会において承認され、組合議会の決定を見たものであるとの答弁。

組合は、10億円の基金の運用益で運営してきたと思うが、低金利により負担の金額は上がってきているのか。また、どのような事業を行っているのかとの質疑に対し、負担金については大きな変動はない。ふるさとバスを活用した事業としては、「南空知再発見バスツアー」として圏域のそれぞれの市町村を回って歩く事業を実施しているとの答弁。

次に、議案第84号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第85号について申し上げます。

第29条の喫煙の制限、火災警報の発令はだれがするのか、実効性をどう担保するのかとの質疑に対し、発令者は市長、対策についての実効性は消防車両による広報との答弁。

次に、過去火災警報が発令されたことはあるのかとの質疑に対し、20年ほど前に発令したことがあるとの答弁。

違反した場合のペナルティーはあるのかとの質疑に対し、消防法第44条に30万円以下の罰金または1日以上30日未満の拘留という罰則規定があるとの答弁。

次に、議案第86号について申し上げます。

仮に議会で否決となった場合の手続きはどうなっているのかとの質疑に対し、規定の改正については構成市町村の議決を経るという地方自治法の規定があり、一部事務組合の根

本となるものは規約により一部事務組合の議会が開催され、条例が制定される運びとなる。構成する市町の議決がなければ、道の認可がおりないということになるとの答弁。

次に、教職員のための研修センターに変わるはないのか、教職員研修の場と理解していたが、それは変わらないのかとの質疑に対し、研修部門が空知教育研究所という部分と空知教育研修センターの機能について1つにしようということで、実質的に空知教育研修センターの特別事業として研究部門も取り入れてきた。従来研修にかかわる部分については、何も変わらない。正式に研究部門を共同処理する事務に明記するというのが今回の規約改正の趣旨であるとの答弁。

事業計画や決算は研修部門と研究部門とで別々に分けてやるのかとの質疑に対し、一般管理、研修、研究については予算を一般会計、研修事業特別会計、研究事業特別会計と、負担と執行については別々に行う。総体の議決は、構成される2つの市町の過半数で全体の議決が必要となる。特別事業会計については、構成する22の市町の過半数をもって事業について議決が必要となる。運営は全体だが、研究部門については負担金を特別会計にして別途執行しているという状況との答弁であります。

結果といたしまして、議案第51号及び議案第81号ないし議案第86号の以上7件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第87号について、矢部民生委員長。

●民生委員会委員長矢部正義議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第87号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件について、民生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第87号の審査における質疑、答弁は、16項目以上の質疑がありましたが、その中の主なものを申し上げます。

東4階の部分がなくなることで、配置されていた看護師はどのような形になるのかとの質疑に対し、実際に休棟したのが平成13年度からで、その時点でほかのセクション、病棟、外来などにそれぞれ配置がえをして対応しているとの答弁。

病床数によっての看護師の適正な配置、病床のベッド数当たり看護師が通常何名になっているのかとの質疑に対し、入院についてはベッド数という計算ではなく、入院患者2.5人に対して1人という基準で実施しているとの答弁。

病床削減後の4階の部分の利活用についてどのように考えているのかとの質疑に対し、1つは会議室、物品庫、ME機器を修繕する場所、カルテ、診療録、レントゲン写真の保管庫、情報管理室など、今後収益の上がるようなものも含めまして、いま検討しているとの答弁であります。

療養という部分を充実するような方向性がとれないものかという市民の声に対しどのような考え方を持って臨むのかとの質疑に対し、

療養病床を5階に45床設置しているが、療養病床のニーズから当然検討しなければいけない問題だと考えているが、増床には許可が必要になるということとあわせて、医師の表決という問題があり、市立病院の医師は標準数を割っている状況で増床の申請ができない状況であるとの答弁。

病床数が減った中で患者さんをふやすという対応を今後どのように考えているかとの質疑に対し、そこに働く医師、看護師あるいは事務局も含めて職員の患者さんに対する対応はより一層適切な対応が求められており、施設的にも近代医療をしていく上では近代的な施設、医療機器を含めたものが備わっているということも大切なことだと考えているとの答弁。

平成13年度のときに休棟した時点でなぜ今回の削減がなされなかったのかと質疑に対し、平成13年7月以降、休棟という取り扱いをしてきたが、毎年1回保健所の方から療養監視という実態調査があり、そのときに休棟というのは本来のものではないという指摘を受けたことから、病院経営を少しでも報酬増につなげるということから今回の提案となったとの答弁であります。

あいている病棟をリハビリ専門という形で考えることはできないか。脳梗塞、脳溢血で倒れ、半身不随になった場合、リハビリをやることによってある程度まで治るというのも現状だが、その受け皿として活用できないのか。また、退院後の患者のフォローについて現在どのようになっているかとの質疑に対し、新しい病院づくりの中で当然そのことについても力を入れた中で検討されていくものだと

いうふうに理解をしているが、大きな改修費をかけて取りつけということはいま非常に難しい状況と考えている。施設の活用策の中で患者さんの記録を要約した中で、そういったことについても力を入れていきたいという考えでありますとの答弁。

病床数を減らして情報管理室ができたとして、病院の経営にはどの程度のプラスになるかということと、医師不足の中でも11月に採用された先生は大学病院の紹介なのかとの質疑に対し、1入院当たりの加算が30点で、年間の試算では100万円にも満たない額であるが、いろんな管理体制を整えることによって診療収益の増加につながる部分がこれからも出てくるだろうと考えている。新しい医師については、11月1日付で北大の大学教授からの紹介で採用となったとの答弁。

結果といたしまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第88号ないし議案第92号の以上5件について、米田経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第88号美唄市都市計画審議会条例の一部改正の件、議案第89号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件、議案第90号美唄奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部改正の件、議案第91号美唄市下水道事業受益者分担金条例の一部改正の件、及び議案第92号桂沢水道企業団規約の一部変更の件の以上5

件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第88号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

執行機関も議会もそれぞれの独立性を担保しなければならないのに、執行側の諮問機関に議員を入れるには考え方が整理されなければならない。理由は何かとの質疑に対し、都市計画法の事業について、議員を含めて審議してもらうため、議会にかからないものもある。根拠は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令にあるとの答弁。

次に、議案第89号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第90号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

改正内容を簡単に説明してほしいとの質疑に対し、区画整理事業は市町村または区画整理組合でしかできなかったが、法改正で民間会社もできるようになったとの答弁。

次に、議案第91号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

受益者負担金、分担金を徴収する根拠はとの質疑に対し、地方自治法第224条の規定により条例をつくり、過去から徴収しているとの答弁。

下水道受益者負担金を取らないで全部やることも可能かとの質疑に対し、地方自治法の中ではできる条項になっている。下水道事業については補助事業で工事するが、補助対象とならない部分の財源とするため、負担金、

分担金をいただく現状であるとの答弁。

同じお寺の敷地でも住宅や本堂、広い駐車場など中身の違うところがあるが、この辺実態に合わせた分担金の運用ができないかとの質疑に対し、宗教法人の場合は2分の1の減額がある。一般住宅でも家庭菜園や農業用地は対象から除外し、宅地でも建物がなければ徴収を猶予するとの答弁。

日本油脂の敷地は広いが、分担金の扱いはどうなるかとの質疑に対し、建物がある部分については宅地扱いでかけるが、現地を確認し、空き地などは猶予するとの答弁。

次に、議案第92号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

水道料金は各自治体で差があると思うが、岩見沢、栗沢、北村のどちらの水道料金に合わせられるかとの質疑に対し、各自治体で単価を設定しているので、押さえていないとの答弁。

結果といたしまして議案第88号ないし議案第92号の以上5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第93号及び議案第94号の以上2件について、林契約締結に関する審査特別委員長。

●契約締結に関する審査特別委員会委員長林国夫議員（登壇） ただいま議題となりました議案第93号契約締結の件及び議案第94号契約締結の件の以上2件について、契約締結に関する審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月15日、委員会を招集して審査いたしました。

次に、議案第93号及び議案第94号の以上2件についての質疑の主な点について申し上げます。

最終処分場の建設に当たって、地元との合意形成に至る経過と地元の要望についての質疑に対しまして、南美唄の処理施設よりも高度に対応することと、国の基準により厳しい規制値をつくり管理していくこと、聖化溜池支線組合との連絡協議会をつくり、定期的に状況を連絡することなどを協定書に規定することで、茶志内地区5連合との合意を得た。その合意において、聖化溜池支線組合及び処分場近隣地域の要望の実現に努力すること、関係法令を尊重し、施設管理に万全を期し、連絡協議会へ参画すること、茶志内地域の振興に努める旨の要望があったとの答弁。

次に、用地取得の地目、取得価格の算定根拠及び工事差金についての質疑に対しまして、取得用地は所有地Aについては山林、公衆用道路、所有地Bについては畑、雑種地となっていること。価格設定は、山林の不動産売買実例がなく、不動産鑑定評価を参考としたこと。工事差金は、予定価格と比較し、7,129万5,000円の減額であったとの答弁。

次に、工事の施工が分担施工でないのはなぜか。最終処分場埋め立て造成工事は前回の工事と違い、分担施工ではなく、受注機会の増大と地元企業の育成などから工区を2分化し、指名競争入札をした。共同企業体については、協定書の比率によるとの答弁であります。

落札率が下がった原因はどう考えるか。適

正な落札率がどの位置かは判断できず、競争の結果であるが、落札率については予定価格の事前公表と関連もあり、現在入札制度検討委員会で検討しているとの答弁。

次に、社会資本整備に当たりどのような姿勢で地域合意を得たのかの質疑に対し、地域住民から最終処分場建設について理解するが、なぜ茶志内なのかとの意見があったとのこと。これら意見に対して市内数カ所を対象として調整したが、最終処分場に必要とされる地下水の低い場所であることや丘陵地でフラットな土地であることなどが条件とされた。結果として、茶志内地区がこれらの条件を満たしている旨説明し、地元の合意を得た。あわせて、今後茶志内地域の意向を踏まえ、ごみ減量に向けた啓発を行っていくとの答弁である。

次に、維持管理費と市民負担について。投資は大きかったが、維持管理費は1,000万円程度減額されると受けとめてよいのかとの質疑に対しまして、用地価格については山林の売買実例がなく、不動産鑑定士に鑑定依頼したこと、最終処分場の維持管理費については有害物質を外部に出さないなどの考えからも、ろ過及び活性炭処理過程など2工程をふやしたため、結果として従前よりも維持管理費が増加するとの答弁であります。

次に、取得面積と単価及び隣接する丘陵部分の購入する理由は何かとの質疑に対し、民有地の単価については資料A、Bとも平米当たり210円、国有地については平米当たり105円である。隣接する丘陵地の購入した理由について、掘った穴の覆土及び2期工事を想定し、地権者から取得したとのこと。最終処分場の全取得面積については、公道を含め21万0,

774平米であるとの答弁。

次に、前回の資料と工事した額が異なっているのはなぜか。工事については、前回資料には予算額を示したものであり、今回は落札額を示したものであるとの答弁。

次に、10月、11月の落札率の推移、最高と最低の落札率についての質疑に対し、10月、11月の平均落札率は94.5%となったこと、最高落札率は96.92%、最低落札率が今回の工事の89.79%の落札率との答弁。

次に、共同企業体構成員のうち公正取引委員会に通知した資料にある企業が入っているか、また落札した企業体の中に疑惑ありとされた業者が入っているかの質疑に対しまして、入札の共同企業体の構成の中には公正取引委員会に通知した資料にある企業が一部入っている。落札した共同企業体の中に公正取引委員会に提出した資料にある企業が一部入っているとの答弁であります。

次に、公正取引委員会に通知した資料の中にある業者を指名すべきでないとの質疑に対しまして、疑惑のある業者の指名の件については、北海道においても疑惑が確定しない業者を排除する規定はなく、本市においても現時点において公正取引委員会の判断がなされていないために、指名に当たっては現行の基準で対応したとの答弁であります。

次に、不純物の処理方法はどのようにするのかの質疑に対しまして、不純物の処理については薬品吸着、ブロック化し、最終処分場に戻すなど、不純物が周辺に溶出しないよう適正に処理するとの答弁であります。

次に、聖化溜池支線組合に加入している組合員数はどのくらいか、茶志内5連合の世帯

数または住民数はどのくらいか、それから協議会未加入住民の説明の世帯数はどのくらいかの質疑に対しまして、聖化溜池支線組合は20戸、茶志内住民の方は800名、連合会に加入していない人数は5人との答弁でありました。

結果といたしまして、議案第93号及び議案第94号の2件については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第95号ないし議案第133号の以上39件について、米田指定管理者制度審査特別委員長。

●指定管理者制度審査特別委員会委員長米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第95号指定管理者の指定の件ないし議案第133号指定管理者の指定の件の以上39件について、指定管理者制度審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月16日、委員会を招集して審査いたしました。

39件の議案について、一括質疑を行いました。一部割愛をしておりますが、大方の流れについてご報告を申し上げます。

公募の施設では、それぞれ幾つの応募があったかとの質疑に対し、議案第98号のごみ処理センターは1社、99号のし尿処理場は2社あったが、1社は不備で、結果として1社、100号の火葬場は3社との答弁。

非公募の36施設は、従来委託を受けてきたもの、今回指定管理者を受け取る側として意見や問題点がなかったかとの質疑に対し、委託

で受けていた経費が下がるのではないか、指定管理者としては責任の度合いが重くなるのではないかなどの危惧の念が出されたとの答弁。

指定管理者に管理運営をさせるのに予算を組んでいると思う、今年度までの委託での予算と比較して、その結果はどうなるかとの質疑に対し、予算は現時点のものだが、相手の申請を受けてのもので、財政の試算では1,000万円程度下がるものと押さえているとの答弁。

以下、資料要求がありまして、1、審査選定の要綱、2、選定結果一覧、3、提出された申請書類、4、制度導入施設の17年度予算と18年度の積算予定額の比較一覧表が提出されまして、補足説明として6月の手続条例により選定委員会を設置、委員は助役、教育長、部長、学識経験者としての専大教授2名の計11名。8月26日、1回目、導入の経過、今後のスケジュールを審査。2回目、公募と非公募の候補を所管部で選定。3回目、議会議論と交流拠点施設、アルテピアッツァの扱いについて。4回目、審査方法。11月17日、5回目、提案した39施設の候補を決定。10月のメロデーで事業者説明会のお知らせをし、ホームページにもお知らせを掲載。10月14日に説明会をし、約100名が参加。制度、申請の方法、スケジュールなどを説明し、質疑を受けた。公募の3施設は5回目の選定委員会で委員全員によるヒアリングを行い、定められた事業計画と収支計画について評価を行って決定した。今議会で指定決定後、具体的な協議を行い、3月議会で予算決定後、相手と詰めを行い、協定書を締結し、4月からスタートとなるなどが説明されました。

質疑ですが、福社会館の収支についても資料にあったが、これに入らない修繕や備品の更新などの費用の扱いは基準があるかとの質疑に対し、金額の定めのない年度によってリスクの高いものは委託費から除く。平年ベースで一定程度の修繕費は委託費に含めるとの答弁。

候補者との話の中で、この金額では受けられないとなった場合にはとの質疑に対し、市は申請段階から申請者と協議している。経費については、これまでの管理委託費の経過を踏まえて、そうならないよう協議したい。最悪の場合は、条例では直営も可能になっているとの答弁。

非公募の交流拠点施設ゆ〜りん館は、公募と考えるのが普通だ。非公募の理由は。設置後、委託された株式会社ベル・カントに管理させるためかとの質疑に対し、ゆ〜りん館は市の交流拠点施設として地場産業の振興など幅広い広域性があるため、市出資の3セク、株式会社ベル・カントを活用して運用したいとの答弁。

地域福社会館は単年度赤字の運営もある。公費負担する部分について、基準を持つべきではとの質疑に対し、今後の対応は地域と十分協議し、施設目的を損なわないようにしたいとの答弁。

維持修繕について、具体、個々のことを含め、市の負担、管理者の負担とある。一定の考え方を示してほしいとの質疑に対し、設置者責任の部分は当然ある。基準づくりに努力したいとの答弁。

手続条例11条の故意、過失により生じた損害を市に賠償する。これは、申請時点で危惧

する団体もある。他のまちの条例では、ただし書きを入れ、損害の一部または全部を免除できるとしている。1項目を挿入する必要があるのではとの質疑に対し、協定書で細部を決める考え方だが、他市の制定状況を検討したいとの答弁。

これまでの論議で選定には公正な労働ルールを守る業者をと述べたがとの質疑に対し、不安定な労働にならないよう努める。考え方が相手に、ということは管理者ですね、十分伝わるような協定書をつくるとの答弁。

市の福祉行政、障害者雇用などや環境政策、ISO取得とか男女共同参画、これらが指定管理者により推進されるよう選定議論で考えるべきだ。検討の状況はとの質疑に対し、選定委員会には各部長がいて、部門ごとの政策を心得て選定に参加しているとの答弁。

交流拠点のゆ〜りん館のあり方、株式会社ベル・カントはペーパーカンパニーで雇用の実態はない。この際なくして、株式会社アンビックスを指定管理者にできるから、そうすべきと検討課題としていたが、どうなったか。総務省の通知では一括して第三者に委託できないことになっている。株式会社アンビックスは、設計段階からアドバイザーをし、ホテルを建てて市に固定資産税を払い、地域経済に大きく貢献してきた。他のまちでの例もある。手続条例を改めればいい。丸投げするクッション団体を置くメリットはないとの質疑に対し、交流拠点施設の一括下請は株式会社ベル・カントはゆ〜りん館の管理運営を美唄市から受託しており、受付業務や経理業務、またレストラン、軽食コーナーの運営、館内の清掃業務等は株式会社アンビックスに業務

委託している。なお、経営方針や事業計画は株式会社ベル・カントの株主総会に諮り決定している。株式会社ベル・カントは、地方公共団体から委託を受けて温泉施設の管理運営、スキー場、パークゴルフ場など、スポーツ、レクリエーション施設の管理運営等を行う目的で設立。市は51%を出資し、現在進めている交流の推進を主体的に進めている。今回交流拠点施設の管理指定について、指定管理者選定委員会の議論を経て今日に至っているものだと答弁。

アルテピアッツァは、NPO法人が指定管理者になるが、ここは安田氏の作品を通じての活動だ。安田氏の作品を通じての全国的なネットワークは広く、国際的にも活動の足跡は大きく広がっている。行政の設置目的よりも、その足跡をいかし、戦略目標を持たなければ美唄の本当の財産にはならない。人を通じて発信することが大事だ。経験豊富な磯田理事長や理事の人々としっかり話し合うことが必要だ。あの空間はまだ途上だから、たまたまNPO法人ができたから使うというものではないとの質疑に対し、NPOを立ち上げたばかりだ。指摘のように磯田氏、安田氏、行政がこれからもいろいろと話し合い、全国的に愛される施設にするよう努力したいとの答弁。

温水プールは、そのスタートは全道でも早い。歴史のある先発施設だ。それが新しくなり、ユニバーサルデザインで美唄第1号のバリアフリー施設だ。これをNPO法人の体育協会の指定管理者としてやってもらう。多数の加盟団体がまとまる難しさがある。非公募については、他から目を向けている業者もい

るはずで、現在の管理運営については市民の意見もある。この形で緊張を保ってやれるか。地域政策を持ち、行政がかかわる、そんな構えも必要でないかとの質疑に対し、体協は美唄で初めてのNPO法人で、以来委託してきた。今後一層チェックをしっかりと、話し合いを行い、信頼される運営になるよう努力したいとの答弁。

今回の提案で市民会館は入っていないが、文化協会がNPO法人を立ち上げる意向があるようだが、多くの団体での構成で難しい。行政のてこ入れが必要だ。市民劇場は、難しい公演に取り組む活動を成功させている。これらについての認識はとの質疑に対し、市民劇場が本当の草の根運動に取り組んで成果を上げていることを認識している。市民劇場には、NPOをつくる動きはまだ育っていない。しかし、これらは市民文化活動の向上につながるもので、今後もこういった精神に目を向け、教育委員会の文化活動に役立てたいとの答弁。

ピパオイの里プラザは、商工会議所が指定管理者になるが、管理業務をどんな形でやるかとの質疑に対し、食品加工の活動は指導の先生が勇退され、あとの活動は難しい。陶芸もいまの先生はことし限りだが、利用者の手で招請作業もできるように準備し、市民サービスの低下にならないようにする。館の設置目的に沿っての運営に努力する。企画運営は、会議所職員が当たり、受け付けは臨時職員2名が交代で行う。これまで以上の利用になるようにしたいとの答弁。

予算と積算予定額の比較の資料について説明をとの質疑に対し、アルテピアッツァは本

庁職員の兼任職員分の一定額を措置し、事業の充実分をプラスした。温水プールは、専任館長分814万円にかかわる一定額を措置した。火葬場とごみ処理センターは、公募による積算分を措置した。僻地保育所は、入所者減による職員の見直しで、峰延で退職者が出たために減になった。ピパオイの里プラザは、本庁兼任職員分の一定額を加算した。これらの積算によるとの答弁。

ピパオイの里プラザは、現在は職員がいる。制度の移行によるのだから、働く人の立場で考え、継続雇用で職場確保の姿勢をとるべきだ。制度が変わり、仕事がなくなることのないよう、協定書の協議で話してくれると思うが、雇用不安を招かないことが大事だ。遺漏のない対応をとる質疑に対し、原則は指定管理者の考えること。正規職員は、再配置計画で対応する。臨時嘱託職員は期限、働く人の意向などを受けて対応する。今回は突然起きたことで、条件のこともあるが、指摘のように対応したいとの答弁。

首長や議員の兼業規制が適用除外になる、どう対応するかとの質疑に対し、公の施設の目的に沿って住民の利用が適正に行われていれば、取引関係ではないので、そのような制限は基本的に持つべきでないとする。他自治体の状況も調べて対応したいとの答弁。

福社会館は営利でないから、この制度はなじまない。除雪費はどうなっているか。また、利用料金は全館同一かとの質疑に対し、除雪費は大きいので、市が委託料で補てんしている。利用料金は、条例の範囲でそれぞれの館が決めるとの答弁。

努力しても赤字になり、運営できない場合、

これは福社会館ですね、運営できない場合はどうするかとの質疑に対し、適正な運営をして、なお赤字の場合は誠意を持って対応するとの答弁。

以上の結果といたしまして、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第134号について、内馬場予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました議案第134号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月19日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第134号の質疑の主なる点を申し上げます。

林業用施設災害復旧事業を繰越明許とする理由についてはとの質疑に対し、施行承認事務手続きから年度内に完成が見込めないためとの答弁。

次に、借換債について、当初予算ではなく補正予算として提案した理由はとの質疑に対し、平成17年度の地財対策で位置づけられたが、詳細については本年5月に総務省より通知があったため、補正予算での提案に至ったとの答弁。

借り換えを決断した経過と理由はとの質疑に対し、財政投融资改革から市場の自由化の流れの中において国の景気経済対策から地方の公債費負担が増大しており、平成17年度か

ら公債費の平準化を目標とし、借換債が創設されたものと認識しており、本市として世代間の負担の公平化、起債制限比率の適正化、収支不足への対応を図り、自立に向け市民サービスの維持に対応するため、導入を決断したとの答弁。

金利方式についての質疑に対し、固定や変動などさまざまな条件を検討し、入札を行うなど、金利負担の軽減に努めるとの答弁。

今後の償還等、財政指標の推移についての質疑に対し、償還期間と据置期間延長の結果、18年度から22年度において公債費負担の平準化と起債制限比率の抑制が働くとの答弁。

次に、公債費の抑制と公約を含めた今後の新規事業との関連についての質疑に対し、今後増高が見込まれる公債費負担の平準化を図り、重要な課題である市立美唄病院の健全化をはじめ、喫緊の市民サービスを維持していかこうとするものであり、借換債の発行が新規事業の財源を生み出そうという趣旨ではないとの答弁。

今後の金利動向の認識についての質疑に対し、議会議論を踏まえ、今後とも公債費管理の適正化に十分に努めるとの答弁。

経済金融に精通した人材確保の考え方についての質疑に対し、経済金融全般に精通した人材については、今後国や専門機関などとの連携を進めるなど、検討していきたいとの答弁がありました。

以上の経過から、議案第134号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終

わります。

●議長長岡正勝君 これより議案第51号ないし議案第86号の以上7件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。  
これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。  
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号美唄市火災予防条例の一部改正の件ないし議案第86号空知教育研修センター組合規約の一部変更の件の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第87号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第88号ないし議案第92号の以

上5件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。  
これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。  
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号美唄市都市計画審議会条例の一部改正の件ないし議案第92号桂沢水道企業団規約の一部変更の件の以上5件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第93号及び議案第94号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。  
これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。  
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号契約締結の件及び議案第94号契約締結の件の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第95号ないし議案第133号の以上39件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号指定管理者の指定の件ないし議案第133号指定管理者の指定の件の以上39件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第134号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり決定されました。

---

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、議案第135号美唄市教育委員会委員任命の件及び日程の第4、議案第136号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第135号及び議案第136号について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第135号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、井口恵子委員が12月26日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として引き続き井口恵子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

次は、議案第136号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、山本哲司委員が12月26日付をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き山本哲司氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第135号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第135号美唄市教育委員会委員任命の件は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第136号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第136号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、意見書案第26号議会制度改革の早期実現に関する意見書ないし日程の第9、意見書案第30号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第26号ないし意見書案第28号の以上3件について、18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第26号ないし意見書案第28号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 議会制度改革の早期 実現に関する意見書

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方審議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところがあります。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にあります。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任

を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠であります。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求めます。

#### 記

- 1 議会の招集権を議長に付与すること。
- 2 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制度を廃止するなど議決権を拡大すること。
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
- 4 議会に附属機関の設置を可能とすること。
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること。
- 6 調査権・監視権を強化すること。
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月21日

北海道美唄市議会

季節労働者の雇用を確保し、  
「冬季雇用援護制度」の存  
続・改善を求める意見書

北海道では、積雪寒冷という気象条件によ

って冬期に失業を余儀なくされる季節労働者は、建設業を中心に14万3千人を超えています。

国の「冬期雇用援護制度」は、これら季節労働者の冬期間の雇用と生活を守る重要な役割を果たしているにもかかわらず、冬期失業の解消、通年雇用化政策効果が十分発揮されていないことを理由に、平成18年度の暫定措置期間の終了をもって廃止しようとしています。しかし現状は、ピーク時には30万人であった季節労働者数は、平成16年度現在、14万3千人まで減少しており、建設産業における通年雇用化も5割以上まで進んでいます。

このように季節労働者の通年雇用状況は着実に改善されてきているが、更に進めていくためには制度の存続・改善と、政府などが発注する建設工事の冬期施工量の増加による工事の平準化が必要です。

美唄市の状況は、季節労働者1,008人、国の冬期援護制度の実績は、前年度比マイナス46%と大幅な落ち込みがあったものの、平成16年度では対象人員351人、総額で46,676千円となっており、厳しい生活を強いられている季節労働者への支援とともに市内消費経済への波及効果は少なくありません。

したがって、本道の冬期施工と季節労働者の状況を踏まえ、次の事項の実現について強く要望します。

#### 記

1. 政府が所管する北海道地域における公共事業の施工量の平準化（冬期施工量の増加）を図り、季節労働者の冬期雇用の拡大および通年雇用化を促進させること。
2. 季節労働者の冬期雇用の拡大、通年雇用

化の促進、冬期失業者の教育訓練の展開を図るため、「冬期雇用援護制度」を存続するとともに、中・長期的な改善を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月21日

北海道美唄市議会

#### 北海道財政の再建についての意見書

北海道においては現在、赤字再建団体転落というこれまでに経験したことの無い未曾有の財政危機に直面しており、2年間で1,800億円の収支不足を解消する「財政立て直しプラン見直し方針」や「新たな行政改革大綱方針」などが策定されました。

道が示している「財政立て直しプラン見直し方針」では、「公共事業費15%、一般施策事業費25%」など一律的に歳出削減するとともに、「行政大綱方針」に基づき具体策を検討し、年内を目途に成案を取りまとめるものとしています。

財政の一律削減は、美唄市における社会的弱者や市財政への直接的な影響も危惧されることから、道における財政再建計画では、美唄市民および美唄市にとって理解の得られる改革となるよう、道としての説明責任を果たすと同時に以下の点について配慮されますよう強く要望いたします。

#### 記

1. 道が財政危機に至った要因について明確に示し、その打開のためには国からの地方交付税等の安定的な確保と公正な税源移譲を求めて、真の「三位一体」改革の取り組

みを強化すること。

2. 道財政の抜本的な歳入・歳出の見直しにあたっては、これまでの教訓をふまえ、特に歳出においては事業の優先度をはかるなど不要不急な事業の見直しを徹底的に行うこと。

3. 道民への公共サービスの提供については、「厳しい財政の中で何を優先し、何を我慢するのか」を明確にし、道民も納得する「温かい改革」を推進すること。

4. 道民生活の暮らしに直結する医療・福祉や社会的弱者への施策、失業者や雇用対策の施策については維持・継続し、北海道の優れた自然や景観、食糧を提供している農林水産業の振興策は重視する改革とすること。

5. 財政だけの見直しではなく、北海道自治のあり方を含めた改革となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第29号について、1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第29号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

患者・国民負担増計画の中

止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書

政府は、12月1日、2006年度の医療制度「改革」で、70歳以上の高齢者への患者負担増や75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する新たな高齢者医療制度などを盛り込んだ「医療制度改革大綱」を決めました。

07年から団塊世代が定年退職を迎え、高齢化がピークとなる2025年に向けて、すべての高齢者から保険料を徴収し、かつ患者負担を引き上げる、いわゆる「高齢者医療制度」を創設し、高齢者の負担増と給付削減を行おうとしています。

加えて、長期入院の食事・居住費を介護保険の改悪にあわせて月3万円程度の患者負担にする事や、一般入院の食事療養費を減額する事、風邪薬やビタミン剤漢方薬などを保険給付からはずす事、風邪や腹痛などの低額な医療は全額患者負担にする事など、様々な患者負担増の内容になっています。

高額な患者負担を求め、再編計画による抑制は患者の医療を受ける権利を脅かし、病気の早期発見早期治療をさまたげ、重症化による医療費の増加を招くものです。

「保険で安心してかかる医療を」というのは、国民共通の願いです。

国庫負担の増額など医療保険に対する国の責任を強く求めるとともに、下記の事項の実施を強く要請します。

記

1. 入院時の食事、部屋代などの患者負担を増やさないこと。
2. 高齢者の患者負担と保険料の引き上げを行わないこと。

3. 必要な医療は公的医療保険で保障し、保険の利かない医療行為を増やさないこと。
4. 医師、看護師の増員や医療の質と安全性が確保できるように医療報酬を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第30号について、16番本郷幸治議員。

●16番本郷幸治議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第30号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書

国債残高は今年度末、約538兆円に達する見込みであり、国民一人当たり500万円もの債務を負う計算になる。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、5年前と比べると公共事業は20%、政府開発援助は25%の減となり、一般歳出全体を見れば社会保障関係費は5年前と比べて22%も伸びています。

今後、歳入や税制の改革は避けて通れないのが現状です。しかし、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出見直し・削減が先決であります。この際、徹底的に行政のムダを省くために、国の全事

業を洗い直す「事業仕分け」を実施すべきであります。「事業仕分け」は、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行うため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されています。

既に一部の地方自治体（8県4市）では、民間シンクタンク等の協力を得て「事業仕分け」を実施。行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い直し、「不要」「民間委託」「他の行政機関の事業」「引き続きやるべき事業」に仕分けた結果、県・市レベルともに「不要」「民間委託」が合わせて平均約1割に上り、予算の約1割に相当する大幅な削減が見込まれています。

国民へのサービスを低下させないためには、「事業仕分け」の手法による大胆な歳出削減を行い、そこから捻出された財源を財政再建に振り向けるだけでなく、その一定部分は国民ニーズに応じて必要な新規事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが望ましい。「小さくて効率的な政府」をめざし、「事業仕分け」の断行を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書

案第26号ないし意見書案第30号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第26号議会制度改革の早期実現に関する意見書ないし意見書案第30号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書の以上5件は、原案のとおり決定されました。

---

●議長長岡正勝君 以上をもって、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成17年第4回美唄市議会議定例会を閉会いたします。

---

午前11時25分 閉会